

児童扶養手当などの支給・助成をしています



児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別している児童の健やかな成長を願い、児童の家庭の生計安定と自立の促進のために支給される手当です。

◆支給対象者

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいがある児童は20歳未満)を養育している父または母や、父または母に代わって養育している人。

- ①父母が離婚した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母に一定の障がいがある児童
 - ④父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
 - ⑨棄児などで出生の事情が明らかでない児童
- ※該当していても、児童福祉施設などに入所している場合などは、手当を受けることができないことがあります。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合や公的年金などを受給している場合は、手当の一部または全額の支給が停止されます

支給月額	
対象児童数	手当額
1人	42,000円～9,910円
2人	47,000円～14,910円
3人以上	児童1人増すごとに3,000円加算した額

※平成27年8月1日現在の支給月額です

現況届・所得状況届・更新申請書の提出はお早めに

8月は「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する月です。

提出をしないと、資格があっても8月以降の手当が受けられなくなります。ひとり親家庭等の医療費助成を受けている人は、「更新申請書」を提出してください。

●問い合わせ 福祉課 ☎53-2111

児童扶養手当・ひとり親家庭等の医療費助成 ⇒ 子育て支援室(内線243、246)
特別児童扶養手当 ⇒ 福祉政策室(内線247)

特別児童扶養手当

身体または精神に一定の障がいがある児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当です。

◆支給対象者

身体または精神に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人

※該当していても、児童が障がいを理由に公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している場合は手当を受けられません。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の支給が停止されます

支給月額(児童1人につき)	
1級	51,100円
2級	34,030円

※平成27年8月1日現在の支給月額です

ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭などの生活の安定と自立をすすめるため、ひとり親家庭等の父や母、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいがある児童は20歳未満)などの医療費の一部が助成されます。

◆助成対象者

- ①母子家庭、父子家庭の母または父およびその家庭の児童
- ②父または母に一定の障がいがある家庭の児童およびその父または母
- ③父母が死亡または①、②に該当する児童で、父母に養育されない児童とその児童を養育する人

※所得制限などにより、対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください

8月4日(火)・6日(木)
・11日(火)・13日(木)は、現況届・更新申請の受付時間を午後7時まで延長しますのでご利用ください。(特別児童扶養手当は除きます)
※支所は13日(木)のみ行います



荒川支所
地域福祉室 石山